

# 山形県公報

平成26年3月25日(火)

号 外(5)

# 目 次

# 規則

○山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する
規則
○山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則(税 政 課)…2
○山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則(県民文化課)…同
○山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則( 同 ) … 5
○置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則( 同 ) … 8
○食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則(食品安全衛生課)…1
〇山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則(若者支援・男女共同参画課)…同
○山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する
規則(健康福祉企画課)…15
○山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行
規則(健康長寿推進課)…1
〇山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則( 同
○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行
規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい福祉課)・・・同
○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則の一部を改正する規則( 同 )…1
○山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規
則の一部を改正する規則·······( 同 ) ···20
○山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一
部を改正する規則( 同 )…同
○山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改
正する規則····································
○山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則······(中小企業振興課)···2
○山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則… (工業戦略技術振興課)…同
○山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則(同 同 )…3
○山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則····································
○山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則············(教育庁)···4
/兀 റ്റ്

山形県職員等に対する退職手当支給条例第 9 条第 1 項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第4号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する 規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則(平成20年3月県規則第41号)の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 山形県公立大学法人

### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第5号

# 山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則

山形県県税証紙取扱手数料交付規則(昭和43年9月県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「105,000円」を「108,000円」に改め、同条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別紙様式中「1.05」を「1.08」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県県税証紙取扱手数料交付規則の規定は、平成26年7月1日以後に交付すべき県税証紙取扱手数料について適用し、同日前に交付すべき県税証紙取扱手数料については、なお従前の例による。

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

### 山形県規則第6号

### 山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県民会館条例施行規則(昭和39年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。 別表第1項の表を次のように改める。

				使	用	料	の額	
区	分		午前9時から	正午かり	う午後	午後5時から	午前9時から	左記以外の時
			正午まで	5 時ま~	で	午後10時まで	午後10時まで	間
入場料金を	ホール	平日	18,400円	27,	500円	34,700円	78,800円	1時間当たり
領収しない								10,900円
場合及び		土曜日等	22,300円	32,	100円	41,300円	94,000円	1時間当たり
300円以下								12,400円
の入場料金	地下講堂	平日	2,620円	2,	890円	3,800円	8,680円	1時間当たり
を領収する								1,040円
場合		土曜日等	3,020円	3,	540円	4,590円	10,520円	1時間当たり
								1,180円
	会議室		1,180円	1,	700円	2,090円	4,980円	1時間当たり
								520円
	展示室		1,040円	1,	180円	1,570円	3,800円	1時間当たり
								520円
300円を超	ホール	平日	27,600円	41,	250円	52,050円	118, 200円	1時間当たり
え1,000円								16,350円
以下の入場		土曜日等	33,450円	48,	150円	61,950円	141,000円	1時間当たり
料金を領収								18,600円
する場合	地下講堂	平日	3,930円	4,	330円	5,700円	13,020円	1時間当たり
								1,560円
		土曜日等	4,530円	5,	310円	6,880円	15, 780円	1時間当たり
								1,770円

	会議室		1,770円	2,550円	3, 130円	7,470円	1時間当たり
							780円
	展示室		1,560円	1,770円	2,350円	5,700円	1時間当たり
							780円
1,000円を	ホール	平日	36,800円	55,000円	69,400円	157,600円	1時間当たり
超 え3,000							21,800円
円以下の入		土曜日等	44,600円	64,200円	82,600円	188,000円	1時間当たり
場料金を領							24,800円
収する場合	地下講堂	平日	5,240円	5,780円	7,600円	17, 360円	1時間当たり
							2,080円
		土曜日等	6,040円	7,080円	9, 180円	21,040円	1時間当たり
							2,360円
	会議室		2,360円	3,400円	4, 180円	9,960円	1時間当たり
							1,040円
	展示室		2,080円	2,360円	3,140円	7,600円	1時間当たり
							1,040円
3,000円を	ホール	平日	40, 480円	60,500円	76, 340円	173, 360円	1時間当たり
超 え5,000							23,980円
円以下の入		土曜日等	49,060円	70,620円	90,860円	206,800円	1時間当たり
場料金を領							27, 280円
収する場合	地下講堂	平日	5,760円	6,350円	8,360円	19,090円	1時間当たり
							2,280円
		土曜日等	6,640円	7,780円	10,090円	23, 140円	1時間当たり
							2,590円
	会議室		2,590円	3,740円	4,590円	10,950円	1時間当たり
							1,140円
	展示室		2,280円	2,590円	3,450円	8,360円	1時間当たり
							1,140円
5,000円を	ホール	平日	46,000円	68,750円	86,750円	197,000円	1時間当たり
超える入場							27, 250円
料金を領収		土曜日等	55,750円	80,250円	103, 250円	235,000円	1時間当たり
する場合							31,000円
	地下講堂	平日	6,550円	7,220円	9,500円	21,700円	1時間当たり
							2,600円
		土曜日等	7,550円	8,850円	11,470円	26, 300円	1時間当たり
							2,950円
	会議室		2,950円	4,250円	5,220円	12,450円	1時間当たり
							1,300円
	展示室		2,600円	2,950円	3,920円	9,500円	1時間当たり
							1,300円
							<u> </u>

別表第2項の表舞台設備の項中「1,660円」を「1,700円」に、「4,220円」を「4,340円」に、「630円」を「640円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「4,730円」を「4,860円」に、「830円」を「850円」に、「700円」を「720円」に

改め、同表ピアノの項中

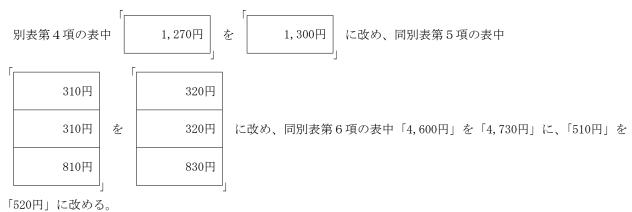
10, 230円 5, 110円 2, 550円 を 10,520円 5,250円 2,620円

に改め、同表映写設備の項中

	1,00000 1 0 9,100	-	<u> </u>		712	ハ ム	TIA		371 (	•
								[	Г	
								2,550円		2,620円
								1,150円		1,180円
								1,150円		1,180円
								510円		520円
								1,020円		1,040円
								830円		850円
١,		Г						830円		850円
'	7,670円	'	7,880円					950円		970円
	3,830円		3,930円					830円		850円
	1,150円	を	1,180円	に改め	め、同刻	長音響設備	の項中	630円	を	640円
	890円		910円					830円		850円
	1,660円		1,700円					830円		850円
								1,020円		1,040円
								1,020円		1,040円
								1,150円		1,180円
								1,150円		1,180円
								1,270円		1,300円
								250円		250円
								3,830円		3,930円
									_	

に改め、同表照明設備の項中「1,020円」を「1,040円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「2,810円」を「2,890円」に、「1,910円」を「1,960円」に、「630円」を「640円」に、「380円」を「390円」に、「760円」を「780円」に、「510円」を「520円」に、「700円」を「720円」に改め、同別表第3項の表を次のように改める。

			使	用料	の額	
区	分	午前9時から	正午から午後	午後5時から	午前9時から	ナヨリタの味明
		正午まで	5 時まで	午後10時まで	午後5時まで	左記以外の時間
平日		9, 200円	13,750円	17, 350円	39, 400円	1時間当たり
						5,450円
土曜日等	等	11, 150円	16,050円	20,650円	47,000円	1時間当たり
						6,200円



# 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県規則第7号

# 山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県郷土館条例施行規則(平成7年9月県規則第71号)の一部を次のように改正する。 別表第1項第1号の表を次のように改める。

	使	用 料 の	額
区 分	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
	までの間	までの間	までの間
第1会議室	1,080円	1,350円	1,620円
第2会議室	1,080円	1,350円	1,620円
第1ギャラリー	580円	730円	870円
第2ギャラリー	1,080円	1,350円	1,620円
第3ギャラリー	1,160円	1, 460円	1,750円
第4ギャラリー	1,080円	1, 350円	1,620円
第5ギャラリー	1,100円	1, 380円	1,650円
第6ギャラリー	1,270円	1, 590円	1,900円
第7ギャラリー	590円	740円	880円
第8ギャラリー	1,100円	1, 380円	1,650円
ホール	7,040円	8,800円	10,560円
中庭	3,200円	4,000円	4,800円

別表第1項第2号の表を次のように改める。

	使	用 料 の	額
区 分	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
	までの間	までの間	までの間
第1会議室	2, 160円	2,700円	3, 240円
第2会議室	2, 160円	2,700円	3,240円
第1ギャラリー	1, 160円	1, 460円	1,740円
第2ギャラリー	2, 160円	2,700円	3,240円
第3ギャラリー	2, 320円	2, 920円	3,500円

第4ギャラリー	2, 160円	2,700円	3,240円
第5ギャラリー	2,200円	2,760円	3,300円
第6ギャラリー	2,540円	3, 180円	3,800円
第7ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第8ギャラリー	2, 200円	2,760円	3,300円
ホール	14,080円	17,600円	21, 120円
中庭	6,400円	8,000円	9,600円

# 別表第1項第3号の表を次のように改める。

	使	用料の	 額
区 分	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
	までの間	までの間	までの間
第1会議室	2,370円	2,970円	3,560円
第2会議室	2,370円	2,970円	3,560円
第1ギャラリー	1,270円	1,600円	1,910円
第2ギャラリー	2,370円	2, 970円	3,560円
第3ギャラリー	2,550円	3, 210円	3,850円
第4ギャラリー	2,370円	2, 970円	3,560円
第5ギャラリー	2, 420円	3,030円	3,630円
第6ギャラリー	2,790円	3, 490円	4, 180円
第7ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第8ギャラリー	2, 420円	3,030円	3,630円
ホール	15, 480円	19, 360円	23, 230円
中庭	7,040円	8,800円	10,560円

別表第1項第4号の表を次のように改める。

	使	用料の	額
区 分	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
	までの間	までの間	までの間
第1会議室	540円	670円	810円
第2会議室	540円	670円	810円
第1ギャラリー	290円	360円	430円
第2ギャラリー	540円	670円	810円
第3ギャラリー	580円	730円	870円
第4ギャラリー	540円	670円	810円
第5ギャラリー	550円	690円	820円
第6ギャラリー	630円	790円	950円
第7ギャラリー	290円	370円	440円
第8ギャラリー	550円	690円	820円
ホール	3,520円	4, 400円	5, 280円
中庭	1,600円	2,000円	2, 400円

別表第1項第6号中「1,630円」を「1,670円」に改め、同表第2項の表中 5,300円 を 400円 410円 1,010円 1,030円 500円 510円 1,010円 1,030円 5,450円 に改める。 に、 810円 830円 1,030円 1,010円 500円 510円 500円 510円

を

# 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県規則第8号

# 置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

置賜文化ホール条例施行規則(平成18年3月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

					Г	
		1時間当たり	91 000⊞	91 000⊞	15 750⊞	
		7,870円	21,000円	21,000円	15,750円	
		1時間当たり	31,500円	31,500円	23,620円	
4,510円	4, 200円	11,800円	31, 500	31, 500 □	23, 020	
4, 510/ 1	4, 200   1	1時間当たり	42,000円	42,000円	31,500円	
		15,740円	42,000  1	42,000 1	31, 300   1	
		1時間当たり	10,500円	10,500円	7,870円	
		3,930円	10, 500   1	10, 500   1	1,010[]	
470円	430円	1時間当たり	1,000円	1,000円	750円	
11011	100/ 1	370円	1,000 1	1,000 1	10011	
470円	430円	1時間当たり	800円	800円	600円	
11011	100/ 1	300円	00011	00011	00011	
400円	400円	1時間当たり	700円	700円	520円	
100/1	100/ 1	250円		10011	02011	
200円	200円	1時間当たり	500円	500円	370円	
20013	20011	180円	00011	00011	0.013	
200円	200円	1時間当たり	500円	500円	370円	
20013		180円	3001,		3.013	
90円	90円	1時間当たり	1,200円	1,200円	900円	
		450円	-,			
50円	50円	1時間当たり	800円	800円	600円	
		300円				
20円	20円	1時間当たり	500円	500円	370円	
		180円				
20円	20円	1時間当たり	500円	500円	370円	
		180円				
		1時間当たり	5,000円	5,000円	3,750円	
		1,870円				
670円	710円	1時間当たり	7,500円	7,500円	5,620円	
,		2,800円				
		1時間当たり	10,000円	10,000円	7,500円	

3,740円

別表第1項の表中

	1/4/2010/1	20日 (八曜日)		щ	ル 示	.Д.	ŦK		471(3)
	16, 200円	21,600円	21,600円		引当たり 8,090円				
	24, 290円	32, 400円	32, 400円	1時間	3,090円 引当たり 2,130円	4 00	νοШ	4.000	
	32,400円	43, 200円	43, 200円	16	引当たり 6,180円	4, 32	20円	4,630円	
	8,090円	10,800円	10,800円	4	引当たり 4,040円				
	770円	1,020円	1,020円		引当たり 380円	44	10円	480円	
	610円	820円	820円		引当たり 300円	44	10円	480円	
	530円	720円	720円		引当たり 250円	41	.0円	410円	
	380円	510円	510円		引当たり 180円	20	00円	200円	に改め、同別表第2項の表
	380円	510円	510円		引当たり 180円	20	00円	200円	(13,0) (13,0,12,0) 2 (13,0)
	920円	1,230円	1,230円		引当たり 460円	Ö	90円	90円	
	610円	820円	820円		引当たり 300円	5	50円	50円	
	380円	510円	510円		引当たり 180円	2	20円	20円	
	380円	510円	510円		引当たり 180円	2	20円	20円	
	3,850円	5, 140円	5, 140円	1	引当たり 1,920円				
	5,780円	7,710円	7,710円	6 2	引当たり 2,880円	73	80円	680円	
	7,710円	10,280円	10,280円		引当たり 3,840円				I
	-	-		[	1	, 500円		1, 540	<b>"</b>
中	3, 80	0円 を	3,900円	,,,	2	,000円	<i>*</i> .	2, 050	
	6, 00	1 1	6,170円	に、	1	,000円	を	1, 020	円
		1		J		800円		820	TI.
					1, 0	00円		1,020円	
					1, 0	00円		1,020円	
					5	00円		510円	

		7		
	500円		510円	
	50円		50円	
	100円		100円	
	4,000円		4,110円	
	1,000円		1,020円	
	5,000円		5,140円	
	8,000円		8,220円	
	1,500円		1,540円	
	4,000円		4,110円	
	1,500円		1,540円	
	1,000円		1,020円	
	1,000円		1,020円	
700円 720円 に	1,000円	を	1,020円	に、
2,000円 2,050円	2,500円		2,570円	
	1,200円		1,230円	
	700円		720円	
	700円		720円	
	1,000円		1,020円	
	1,000円	-	1,020円	
	500円		510円	
	500円		510円	
	500円	-	510円	
	500円	-	510円	
	500円		510円	

					500円		510円	
					500円		510円	
					1,000円		1,020円	
					1,000円		1,020円	
					2,000円	1	2,050円	I
Ι,	r	_		_		٦ _		J
	1,200円		1,230円	ı	1,000円	1	1,020円	
	2,000円		2,050円		1,000円		1,020円	
	2,000円		2,050円		1,000円		1,020円	
	2,000円	<b>→</b> .	2,050円	17	1,000円	<b>≯</b> .	1,020円	1774v4 7
	2,000円	を	2, 050円	に、	1,000円	を	1,020円	に改める。
	200円		200円		3,000円		3,080円	
	1,000円		1,020円		1,000円		1,020円	
	500円		510円		1,000円	1	1,020円	
	附則	.7		J		.7		]

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第9号

# 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則(昭和48年5月県規則第39号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第6号中「及び営業全部の禁止」を削る。

# 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 (知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 別表保健所長の項委任事項の欄第9項第1号ホ中「及び営業の全部の禁止」を削る。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第10号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則(平成13年3月県規則第32号)の一部を次のように改正する。



# 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

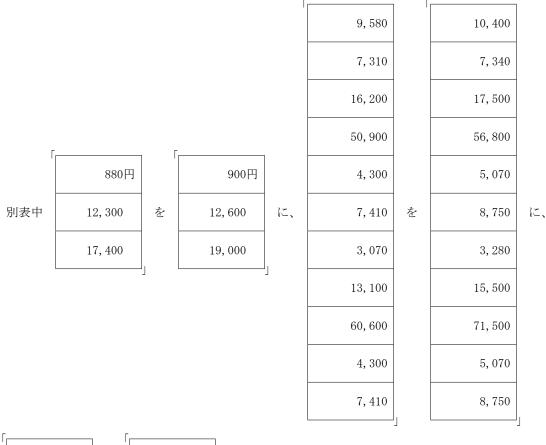
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

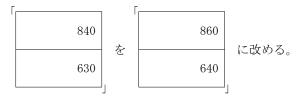
# 山形県規則第11号

# 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則(昭和48年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。



9, 880	Γ	11, 700	
41, 900		47, 000	
4, 300	を	5, 070	に、 42,200 を 44,200 に、
7, 410	<u>4</u>	8, 750	12, 200
26, 500		27, 700	
84, 100		88, 300	
			J



### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第12号

# 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年3月県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に おいて使用する用語の例による。

(従業者)

- 第3条 条例第5条第1項に規定する介護支援専門員の員数は、1以上とする。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (内容及び手続の説明及び同意)
- 第4条 条例第7条第1項の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第11条に規定する規程の概要
  - (2) 介護支援専門員の勤務の体制
  - (3) 苦情への対応方法
  - (4) 事故発生時の対応方法
  - (5) 利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、条例第7条第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
    - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方 法
    - 口 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要 事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の 承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備え られたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ

の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な 援助を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が 当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受け る利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域 の居宅において指定居宅介護支援を行う場合は、その提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることが できる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅介護支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第11条 条例第10条の規定による方針は、次のとおりとする。
  - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
  - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
  - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよ

うにすること。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (13) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等と の連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
  - イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
  - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
  - ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (16) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、 居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (17) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の保健医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めること。
- (18) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の保健医療サービスを位置

付ける場合にあっては、当該保健医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、保健 医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の 医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (22) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (23) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (24) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防 支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居 宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。
- 2 前項第3号から第11号までの規定は、同項第12号の居宅サービス計画の変更について準用する。 (法定代理受領サービスに係る報告)
- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託している場合にあっては、当該連合会。以下この条において同じ。)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(同条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス及び法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介 護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。 (利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第14条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第15条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第16条 条例第11条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援 事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、こ の限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(掲示)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第4条第1項各号に掲げる重要 事項を掲示しなければならない。

(広告)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚 偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第20条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定 の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の 居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その 他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、条例第15条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければ ならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、条例第15条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第22条 指定居宅介護支援事業者は、条例第16条の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録)

- 第24条 条例第17条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。
  - (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
  - (2) 利用者ごとの次に掲げる記録
    - イ 居宅サービス計画の記録
    - ロ アセスメントの結果の記録
    - ハ サービス担当者会議等の記録
    - ニ モニタリングの結果の記録

- (3) 第14条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第21条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第22条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)

第25条 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第11条」とあるのは「第18条において準用する条例第11条」と、第9条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

# 附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第13号

# 山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則

山形県介護学習センター条例施行規則(平成12年11月県規則第128号)は、廃止する。

### 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第14号

# 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改 正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月県規則 第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第45条中「第18条第2項」を「第18条第1項」に改める。

第46条第1項第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第2号中「及びこの条」を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第18条第2項」に改める。

第47条第1項第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第2号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第3号中「及びこの条」を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第18条第2項」に改め、第2章第4節中同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

- 第47条の2 条例第31条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。
  - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
  - (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する 通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月県条例第81号) 第45条の規定により基準該当生活介護と みなされる通いサービス、条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条 例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する 措置を定める省令 (平成15年厚生労働省令第132号)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に

規定する基準を満たしていること。

- (3) 条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 2 条例第31条の2の場合において、この節(第45条(第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。 第62条中「、第47条」を「から第47条の2まで」に改める。

### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

### 山形県規則第15号

# 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の 一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 共同生活介護(第97条-第112条)」を「第7章 削除」に、「第13章 共同生活援助(第150条 「第13章 共同生活援助

-第153条)」を 第1節 指定共同生活援助 (第150条-第153条)

に、

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助(第153条の2-第153条の8)」

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第155条・第156条)」を「第15章 削除」に改める。 第62条第1項第2号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第77条中「基準は」を「要件は」に改め、同条第2号中「及びこの条」を削り、「又は」を「、山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第79号)第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、同条例第47条において準用する同条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第3号中「及びこの条」を削る。

第79条第1項第2号中「指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は指定共同生活援助事業者」を「、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「「指定共同生活介護事業者等」を「「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護、」を削り、「)又は」を「)、」に、「以下」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等)を「指定共同生活援助事業所、」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び」に、「を当該指定共同生活介護事業所等」を「を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に、「、当該指定共同生活介護事業所等」を「、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に、「、当該指定共同生活援助事業所又は」を「指定共同生活援助事業所又は」を「指定共同生活援助事業所又は」に改め、同号イ中「、指定共同生活が選」を削り、「又は児童福祉法」を「、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は」に改め、同号イ中「、指定共同生活が選」を削り、「又は児童福祉法」を「、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は」に改め、同号イ中「、指定共同生活が選」を削り、「又は児童福祉法」を「、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法」に改める。

第86条第2号中「指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第88条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第112条まで 削除

第123条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

- 第123条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2 第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指 定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指 定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る 利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を 提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第125条中「第17条、」、「第102条、」、「、第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第102条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と」を削る。

第134条中「第17条、」及び「第102条、」を削り、「及び第115条」を「、第115条及び第123条の2」に改め、「、第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(省令第184条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第102条第2項中「支給決定障害者が」を「第123条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」に、「第144条」を「第170条の2第1項」に、「が」と読み替える」を「」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替える」に改める。

第13章中第150条の前に次の節名を付する。

第1節 指定共同生活援助

第150条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上
  - イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第1条第4号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数
  - ロ 区分省令第1条第5号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数
  - ハ 区分省令第1条第6号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数
  - ニ 区分省令第1条第7号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第150条の次に次の5条を加える。

(設備)

- 第150条の2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合に あっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは30人)以下とす ることができる。

- 3 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 4 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 5 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 6 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 7 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 入居定員を1人とすること。
  - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
  - (3) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

- 第150条の3 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に 提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助 の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

- 第150条の4 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居 又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者の受 給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第150条の5 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から 当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該支給決定障害者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該支給決定障害者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)
  - (3) 光熱水費
  - (4) 日用品費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(サービス管理責任者の責務)

- 第150条の6 サービス管理責任者は、第153条において準用する第46条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を 行うものとする。
  - (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
  - (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
  - (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第151条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第2項中「家事等」を「介護又は家事等」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第151条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第151条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会 を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第151条の3 条例第106条の3の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入居定員
  - (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 非常災害対策
  - (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
  - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
  - 第152条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第152条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は 一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認 し、その結果等を記録しなければならない。

第152条の次に次の4条を加える。

(支援体制の確保)

第152条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第152条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居 させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (協力医療機関等)

- 第152条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。 (掲示)
- 第152条の5 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
  - (1) 条例第106条の3に規定する運営規程の概要
  - (2) 従業者の勤務の体制
  - (3) 前条第1項に規定する協力医療機関
  - (4) 前条第2項に規定する協力歯科医療機関(当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。)
  - (5) 苦情への対応方法
  - (6) 事故発生時の対応方法
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

第153条中「、第98条から第103条まで、第105条、第106条及び第108条から第111条まで」を「及び第123条の2」に、「第153条において準用する第110条第1項」を「第152条の4第1項」に、「第153条において準用する第110条第2項」を「同条第2項」に、「第107条において準用する条例第68条」を「第106条の3」に、「第153条において準用する第101条第1項」を「第150条の5第1項」に、「第153条において準用する第101条第2項」を「第150条の5第2項」に、「第103条第1項中「第112条」とあるのは「第153条」と、第111条第1号中「条例」とあるのは「条例第107条において準用する条例」を「第123条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(大居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助

(従業者)

- 第153条の2 条例第107条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該 各号に定めるとおりとする。
  - (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
  - (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に 応じ、それぞれに定める数
    - イ 利用者の数が30以下 1以上
- ロ 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 1 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでな

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第153条の3 条例第107条の6の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第107条の7に規定する運営規程の概要
  - (2) 従業者の勤務の体制
  - (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容
  - (4) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護のサービスを行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。) の名称
  - (5) 苦情への対応方法
  - (6) 事故発生時の対応方法
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利

用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

- 第153条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 (運営規程)
- 第153条の5 条例第107条の7の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入居定員
  - (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
  - (6) 入居に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法
  - (8) 非常災害対策
  - (9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

- 第153条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託 する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。
- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及 び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第153条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(進用)

第153条の8 第7条、第9条から第12条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第42条、第46条、第48条、第54条、第59条、第60条、第71条、第123条の2、第150条の2から第151条の2まで及び第152条の2から第152条の5までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する第150条の5第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第153条の8において準用する第150条の5第2項」と、第30条第1項及び第2項中「第17条」とあるのは「第107条の8において準用する条例第17条」と、第31条中「第18条」とあるのは「第107条の8において準用する条例第17条」と、第31条中「第

部サービス利用型共同生活援助計画」と、第60条中「第34条第2項」とあるのは「第107条の8において準用する条例第34条第2項」と、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する第42条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第153条の8において準用する第71条」と、同条第4号中「第33条第2項」とあるのは「第107条の8において準用する条例第33条第2項」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第153条の8」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第150条の6中「第153条」とあるのは「第153条の8」と、第151条第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と、第152条の5第1号中「第106条の3」とあるのは「第107条の7」と、同条第3号中「前条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第155条及び第156条 削除

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項第1号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型 指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第5項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条(第153条」を「第150条の2(第153条の8」に、「第98条第1項」を「第150条の2第1項」に改める。

附則第6項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改める。

附則第7項の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第112条又は第153条」を「第153条又は第153条の8」に改める。

附則第8項中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第9項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条第5項」を「第150条の2第5項」に、「第153条」を「第153条の8」に改める。

附則第10項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「第104条第3項」を「第151条第3項」に、「、指定共同生活介護事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第11項中「第104条第3項」を「第151条第3項」に、「、指定共同生活介護事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第12項中「第97条第1項第2号ロ」を「第150条第1項第2号ロ」に改める。

附則第13項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条(第153条」を「第150条の 2 (第153条 の 8 」に、「第98条第 5 項」を「第150条の 2 第 5 項」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例(平成26年3月県条例第34号。以下「改正条例」という。)附則第3項に規定 する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第153条の2の規定を適用する場合 においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定により、同項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所 とみなされたものについて、新規則第153条の6第4項の規定を適用する場合においては、この規則の施行の日

以後最初の指定の更新(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第41条第1項に規定する指定の更新をいう。)までの間は、新規則第153条の6第4項中「事業の」とあるのは、 「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第16号

# 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正 する規則

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ( $\ell$ )中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

### 山形県規則第17号

# 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第3号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第43条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所である場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

第67条第4項中「第37条第1項第2号ロ及び二、第7項並びに」を「第37条第1項第2号ニ及び」に改める。 附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

# 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第18号

### 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第26号)の一部 を次のように改正する。

第9条第1項第2号イ(イ)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

# 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第19号

### 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則(平成11年5月県規則第58号)の一部を次のように改正する。 別表2設備の項の表を次のように改める。

	区 分	単位	金額
	カラーレーザープリンタ		60円
出力設備	大型紙対応カラープリンタ	1枚当たり	日本工業規格B0の用紙 を用いる場合にあっては 1,200円、日本工業規格 A0の用紙を用いる場合 にあっては1,000円
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第20号

# 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則(昭和27年11月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表

部門	機 械 及 び 器 具	単位	金額
繊維	染色装置	30分	730円
	繊維引張試験機	30分	520円
	染色堅ろう度試験機	30分	470円
	熱画像解析装置	1 時間	450円
	<b>*</b>	30分	280円
	繊度測定器	30分	250円
	繊維実体顕微鏡	30分	350円

木工	一般木工工作機械(のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロッキング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等)	30分	220
	一般木工プレス機械(組立プレス、フラッシュプレス 等)	30分	40
	NC木工機械 (NCルーター、NCラジアルソー)	30分	1, 270
	低温恒温恒湿機	1 時間	1, 970
窯業建材	微粉砕機	1 時間	410
	粗粉砕機	30分	2,000
	土練機	30分	510
	エックス線回折装置	30分	1, 560
	粒度分布測定装置	1 時間	1, 730
	パン型造粒機	1 時間	640
	熱定数測定装置	1 時間	2, 810
	加圧成形機	1 時間	790
	陶芸用焼成炉	1時間	1, 200
機械電子	複合試験装置 (環境試験のみ)	1 時間	2, 180
	複合試験装置	1 時間	5, 090
	落下衝擊試験装置	30分	1, 700
	小型環境試験機	1 時間	620
	振動試験装置	1 時間	2, 380
	冷熱衝撃試験装置	1 時間	820
	加速寿命試験装置	1 時間	600
	電気計測機器	30分	470
	静電気試験機	30分	520
	インパルスノイズ試験機	30分	520
	瞬断瞬停試験機	30分	520

	ファーストトランジェント/バーストノイズ試験機	30分	480
	雷サージ試験機	30分	710
	放射イミュニティ測定システム	30分	1, 250
	耐水試験機	1時間	960
工業材料	原子間力顕微鏡	30分	3, 830
	材料試験機	30分	1,370円。ただし、高 用大気炉及び恒温槽を 用する場合にあつては 1,960円
	微小材料試験機	30分	2, 150
	分析走查電子顕微鏡	1時間	2, 410
	エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	570
	硬さ試験機	30分	520
	微小硬度計	30分	350
	エックス線テレビシステム	30分	1, 370
	マイクロフォーカスエックス線検査装置	30分	920
	エックス線CT検査装置	1時間	2,730
	デジタルスコープ	30分	340
	熱膨張計	1時間	680
機械加工	超精密加工機	30分	3, 680
	ATC付NC立型ミーリングマシン	30分	2, 860
	NC金型磨き装置	30分	2, 160
	NC創成放電加工機	30分	2, 640
	ワイヤーカット放電加工機	30分	1, 960
	NC形彫放電加工機	30分	2, 370
	細穴放電加工機	30分	1, 420

	環境型微細プレス加工装置	30分	3, 420
	光学設計システム	30分	770
機械計測	三次元測定機	30分	1, 210
	表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1, 720
	レーザー干渉計システム	30分	1, 440
	真円度測定機	30分	1, 250
	画像測定機	30分	1,670
	三次元表面構造解析顕微鏡	30分	3,000
	万能測長機	30分	810
	万能測定顕微鏡	30分	580
高分子材料 加工	射出成形機	30分	810
	アイゾット衝撃試験機	1時間	310
	混練押出機	1時間	2, 280
	荷重たわみ温度試験機	1時間	950
	熱プレス	1時間	620
	メルトフローテスター	1時間	420
	樹脂流動解析システム	30分	2, 210
	3 Dプリンタ装置	1時間	8, 270
	サポート材除去装置	1時間	670
食品	生物顕微鏡システム	30分	430
	凍結乾燥機	1時間	610
	レトルト高圧蒸気滅菌器	1時間	330
	恒温器	24時間	350
	温度勾配恒温器	24時間	2, 370

	低温インキュベーター	24時間	1,250
	食品用圧縮試験装置	30分	550₽
金属材料	画像解析装置	30分	430 P
	試料埋込機	30分	180
	光学顕微鏡	30分	350F
	試料切断機	30分	570F
	大気焼成炉	1 時間	2, 300F
	雰囲気可変焼成炉	1時間	2,030F
	金属溶解炉	1 時間	3, 470
	凝固解析装置	1時間	940
	自動研磨装置	30分	690F
分析	蛍光エックス線分析装置	1時間	2, 660
<i>7</i> .7 7 1	ICP発光分光分析装置	30分	1,600
	炭素・硫黄分析装置	30分	1,740
	ピーエッチ・メータ	30分	730
	マイクロウェーブ分解装置	1 時間	3, 990
	原子吸光分析装置	30分	520
	可視紫外分光光度計	30分	370
	顕微赤外分光分析装置	30分	960
マイクロマ	アートワーク作成装置	1時間	1,560
シニング	スピンコーター	30分	500
	両面マスクアライナ	1時間	2, 750
	スパッタリング装置	1時間	2,910円。ただし、金 は白金の膜を形成しよ とする場合にあつては 5,620円

真空蒸着装置	1 時間	2,860円
酸化拡散炉	1 時間	2,660円
プラズマエッチング装置	30分	770円
ダイシングソー	30分	2, 230円
ワイヤボンダ	30分	850円
ホール効果測定装置	30分	540円
光学式膜厚計	30分	610円
レーザー加工装置	1 時間	1,320円
陽極接合装置	1 時間	340円
レーザー描画装置	1 時間	5, 130円
触針式段差測定装置	30分	980円
ウェットエッチング装置	30分	430円
電解放電加工装置	1 時間	300円
反応性イオンエッチング装置	1 時間	8,570円

(注) 使用の単位がこの表の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

# 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第21号

# 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則(平成 6 年 2 月県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。別表第 2 項の表中

十八人〇十 5 万 25 百		X FIX	571	.(3)
	レーザー解析装置		330円	
	超高感度瞬間マルチ測光システム		810円	
	光スペクトラムアナライザー		940円	
	発光パターン計測装置		1,520円	
	顕微フーリエ変換赤外分光光度計		2,330円	を
	超音波顕微鏡		2,090円	
	セルソーター		3,800円	
	円偏光二色性測定装置		5, 290円	
	超高感度瞬間マルチ測光システム		810円	
	光スペクトラムアナライザー		940円	
	顕微フーリエ変換赤外分光光度計		2,430円	に、
	超音波顕微鏡		2,100円	
	円偏光二色性測定装置		5,340円	
! 				
	集束イオンビーム装置		9,720円	を
	液体クロマトグラフ・ガスクロマトグ ラフ質量分析計	1	10,500円	·a
	集束イオンビーム装置		9,720円	に、
3,840円 2,710円	を 3,880円 た、 13,270円	を 14,610円	]	J
	ビデオプロジェクター装置(第1研修		200円	
	室用) ビデオプロジェクター装置(多目的 ホール用)		610円	を
	ビデオプロジェクター装置		610円	に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県規則第22号

# 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。 別表第1の2悠創の丘の項の次に次のように加える。

蔵王みはらし	蔵王みはらしの丘ミュー			トパーク		4月1日から11月30日まで			9時から午	後5時まで
ジアムパーク	ク		グラウンド・ゴルフ場							
			多目的	広場						
Γ				Γ						
	50, 0	00円		51,	000円					
	50, 000F			51,	51,000円					
別表第3中	長第3中 50,000			51,	000円	0円 に改める。				
	50, 0	00円		51,	000円					
	40,000円		4		800円					
		Г	_]				Γ			_
別表第4第1	項の表中	2	, 160円	2,880円	5,	760円 を	2,190円	2,920円	5,840円	に、
Г				1						-]
				入場料金		1,560円	2,080円	4,160円		
				を領収す						
				る場合						を
	] ;	研修	室		1 時間	引当たり				
									400円	

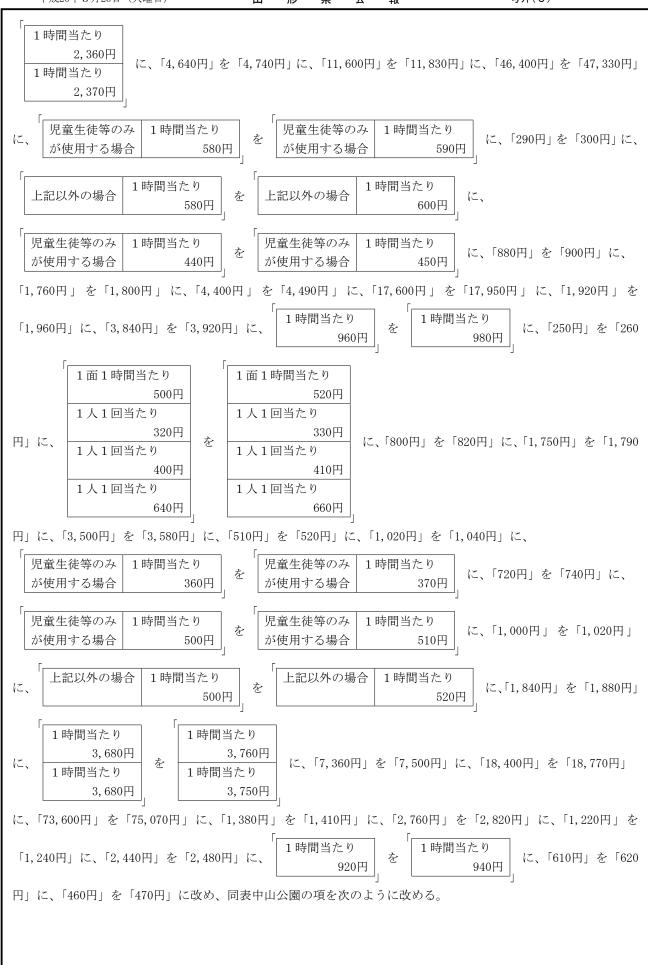
			入場料金		1,590円	2,120円	4,240円		
			を領収す			_,,	-, 1 7		
			る場合						
		研修室		1時間	当たり				
								410円	
蔵王みは	スケート	全部を単	児童生徒	1 日当7	<b>きり</b>				
らしの丘	パーク	独で使用	等のみが				10,	000円	
ミュージ		する場合	使用する						
アムパー			場合						
ク			上記以外	1 日当7	きり				
			の場合				20,	000円	
		上記以外	児童生徒	1人1	日当たり				
		の場合	等が使用					130円	
			する場合						
			上記以外	1人1	目当たり				
			の場合					260円	に改め、同表庄
	グラウン	全部を単	児童生徒	1 日当7	<b>こり</b>				
	ド・ゴル	独で使用	等のみが				4,	000円	
	フ場	する場合	使用する						
			場合						
			上記以外	1日当7	こり こり				
			の場合				8,	000円	
		上記以外	児童生徒	1人1	日当たり				
		の場合	等が使用					50円	
			する場合						
			上記以外	1人1	日当たり				
			の場合					100円	
	多目的広	児童生徒等のみが使		1日当7	<b>きり</b>				
	場	用する場合	<u></u>				2,	000円	
		上記以外の	0場合	1日当7	<b>きり</b>				
			·				4,	000円	1

円」を「880円」に、1時間当たり<br/>1,720円<br/>1時間当たり<br/>1,720円1時間当たり<br/>1,750円に、「3,440円」を「3,500円」に、「8,600円」

を「8,770円」に、「34,400円」を「35,090円」に、「430円」を「440円」に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「480円」を「490円」に、「660円」を「670円」に、「19,000円」を「19,380円」に、「38,000円」を「38,760円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中「990円」を「1,010円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「3,960円」を「4,040円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「39,600円」を「40,390

円」に、「470円」を「480円」に、「940円」を「960円」に、「1,160円」を「1,180円」に、

1時間当たり 2,320円 1時間当たり 2,320円

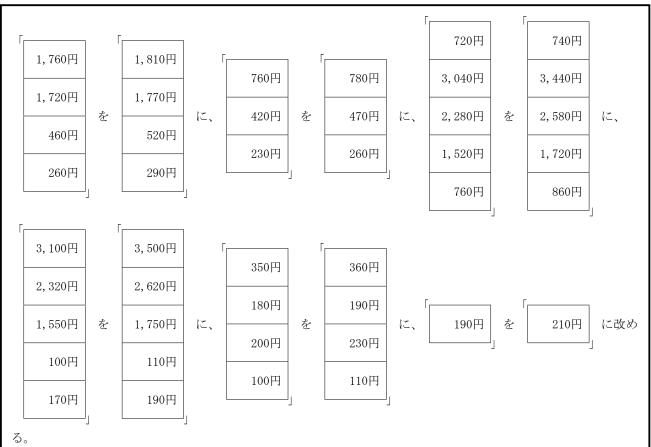


中山	野球場	アマチュ	入場料金	児童生徒等	1 時間当				1時間
園之		アスポー	を領収し	のみが使用	たり				たり
		ツに使用	ない場合	する場合	1,020円	3,160円	4,130円	8,360円	1,020
		する場合		上記以外の	1時間当				1時間
				場合	たり				たり
					2,040円	6,320円	8,260円	16,720円	2,040
			入場料金	児童生徒等	1時間当				1時間
			を領収す	のみが使用	たり				たり
			る場合	する場合	2,040円	6,320円	8,260円	16,730円	2,040
				上記以外の	1時間当				1時間
				場合	たり				たり
					4,080円	12,640円	16,520円	33,460円	4, 080
		アマチュ	入場料金	平日の場合	1時間当				1時間
		アスポー	を領収し		たり				たり
		ツ以外の	ない場合		3,160円	7,040円	10,400円	18,670円	4, 690
		用途に使		土曜日等の	1時間当				1時間
		用する場		場合	たり				たり
		合 (職業			3,880円	8,360円	12,340円	22, 290円	5, 510
		野球に使	入場料金	平日の場合	1時間当				1時間
		用する場	を領収す		たり				たり
		合を除	る場合		12,650円	28, 150円	41,620円	74,660円	18, 770
		⟨。)		土曜日等の	1時間当				1時間
				場合	たり				たり
					15,500円	33,460円	49,370円	89, 150円	22, 030
		職業野球	入場料金	を領収しない	1時間当				1時間
		に使用す	場合		たり				たり
		る場合			18,870円	42,130円	62,320円	111, 180円	27, 950
			入場料金	平日の場合	1日当た	り最高入場	料金の300人	分に相当する	る額(そ
			を領収す		額が328,4	40円に満た	ない場合は	、328,440円)	
			る場合	土曜日等の	1日当た	り最高入場	料金の400人	、分に相当する	5額(そ
				場合	額が433,5	500円に満た	ない場合は	、433,500円)	
	第2野	アマチュ	児童生徒等	- 等のみが使用	1時間当				1時間
	球場	アスポー	する場合		たり				たり
		ツに使用			420円	1,310円	1,720円	3,450円	420
		する場合	上記以外の	り場合	1時間当				1時間
					たり				たり
					840円	2,620円	3,440円	6,900円	840
		アマチュ	平日の場合	<u></u>	1時間当				1時間
		アスポー			たり				たり
		ツ以外の			1,620円	3,520円	5, 190円	9,310円	2,310
		用途に使	土曜日等の	り場合	1時間当				1時間
		用する場			たり				たり
		合			1,900円	4,170円	6,200円	11,090円	2, 740
	運動広	アマチュ	全部を使	児童生徒等	1時間当				1時間
:	場	アスポー	用する場	のみが使用	たり				たり
		ツに使用	合	する場合	350円	1,050円	1,400円	2,800円	350
		する場合		上記以外の	1時間当				1 時間
				I .	I .	1	l	İ	
				場合	たり				たり

1,00001 0,100						TIA			
l I		ルプチは	10 * //.	/+ kh	* #+ BB 7/				# ## HE V
		半面を使	児童生		1時間当				1時間当
		用する場	のみが		たり				たり
		合	する場		170円	510円	680円	1,360円	170円
			上記以	外の	1時間当				1時間当
			場合		たり				たり
					340円	1,020円	1,360円	2,720円	340円
	アマチュ	平日の場合	<b></b>		1時間当				1 時間当
	アスポー				たり				たり
	ツ以外の				1,040円	2,450円	3,600円	6,520円	1,620円
	用途に使	土曜日等の	の場合		1時間当				1時間当
	用する場				たり				たり
	合				1,310円	3,000円	4,430円	8,020円	2,030円
						_			
1人1回当た 520 、「3,000円」を	円」。(こ、「2 「3, 060円」	に、「5,000	)円」を	Г5, 100	)円」に、「1	10,000円」を	≥ 「10, 200]		」を「480
、「940円」を「	「960円」に、	「290円」	を「300F	円」に	、「580円」	を「600円」	」に改め、	同表の注書中	140, 000
			1			300	円、		
<del>-</del>				1			― を		
- -	こ改め、同別	表第2項の	り表甲		200円	400	円一		
<del>-</del>	こ改め、同別	川表第2項∅	り表甲		200円	400	円」		
- -	こ改め、同別	川表第2項の	り 表中		200円	400	<u>H</u> ]	円 250円	
- -		0円					130		
「142, 800円」 (	31	0円 に改		長山形		400 公園の項中	<u>H</u> ]	円 500円	を
- -	31	0円		長山形			円 130 250	円 500円 110円	を
「142, 800円」 (	31	0円 に改		長山形.			130	円 500円 110円	を
「142, 800円」 (	31	0円 に改	め、同君	長山形			円 130 250 410	円 500円 110円	を 」 ヿ
「142, 800円」 (	31	0円 に改	, 760円		県総合運動	公園の項中	円 130 250 410 1,800円	円 500円 110円 円 820円	を 」
200円	31 41	0円 0円 に改 「 <u>1</u> 30	か、同妻 , 760円 , 500円	1	県総合運動 52,500円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円	を 」 
200円	31 41 260円	0円 0円 に改 「 1 30 20	, 760円 , 500円 ), 330円	1:	県総合運動 52,500円 01,650円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円	を 」 -
「142, 800円」 ( 200円	31 41 260円 510円	0円 0円 1 30 20 15	, 760円 , 500円 , 330円 , 250円	1:	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円	を 」 - - - に、
200円  130円  260円	31 41 260円 510円 110円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6	, 760円 , 500円 , 330円 , 250円 , 100円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円	
200円	31 41 260円 510円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3	、760円 、500円 、330円 、250円 、100円 、050円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円	
200円  130円  260円	31 41 260円 510円 110円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5	, 760円 , 760円 , 500円 , 330円 , 250円 , 100円 , 050円 , 690円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円	
200円  130円  260円	31 41 260円 510円 110円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5	、760円 、500円 、330円 、250円 、100円 、050円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円	
200円  130円  260円	31 41 260円 510円 110円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5	, 760円 , 760円 , 500円 , 330円 , 250円 , 100円 , 050円 , 690円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円	公園の項中	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円	
200円 200円 130円 260円 420円	31 41 260円 510円 110円 840円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5 9	, 760円 , 500円 , 330円 , 250円 , 100円 , 050円 , 690円 , 440円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円 16,940円	公園の項中 を を	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円 9,630円 9,630円	円 500円 110円 円 820円 155,550円 103,680円 77,780円 31,110円 15,560円 9,630円 17,280円	
200円 200円 130円 260円 420円	31 41 260円 510円 110円 840円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5 9	,760円 ,500円 ,330円 ,330円 ,350円 ,050円 ,440円	11	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円 16,940円	公園の項中 を 	130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円 9,630円 9,630円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円 17, 280円	
200円 200円 130円 260円 420円	31 41 260円 510円 110円 840円 310円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5 9	,760円 ,500円 ,330円 ,330円 ,050円 ,050円 ,690円 ,440円	1:	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円 16,940円	公園の項中  を  560円 370円	130   250   410   1,800円   31,110円   20,740円   15,560円   6,220円   3,110円   5,800円   9,630円   910円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円 17, 280円	] - に、
200円 200円 130円 260円 420円 1,430円	31 41 260円 510円 110円 840円 620円 310円 を	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5 9 1,460円	, 760円 , 500円 , 500円 , 330円 , 250円 , 100円 , 050円 , 690円 , 440円	30円 20円	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円 16,940円	公園の項中 を 560円 370円 1,480円	円 130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円 9,630円 910円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円 17, 280円 17, 280円 380円 1, 510円	
130円 200円 130円 260円 420円 310円	31 41 260円 510円 110円 840円 310円	0円 0円 0円 1 30 20 15 6 3 5 9	,760円 ,500円 ,330円 ,330円 ,350円 ,050円 ,690円 ,440円	30円	県総合運動 52,500円 01,650円 76,250円 30,500円 15,250円 9,440円 16,940円	公園の項中  を  560円 370円	円 130 250 410 1,800円 31,110円 20,740円 15,560円 6,220円 3,110円 5,800円 9,630円 910円	円 500円 110円 円 820円 155, 550円 103, 680円 77, 780円 31, 110円 15, 560円 9, 630円 17, 280円	] - に、

			щ	り示	公 取		371(3)
	960円 820円 を	1,000 P 420 P 260 P	840		、「	円」を「	270円] に、
810円	]	830円	に、「	620円	1,240円   そ	630円 1	,260円」に、
380円	]	390円	\z\	250円	Z	260円 60円	510円 120円 」に、
610円	]	620円	[ . [	720円	650円	730円	660円 に、
540円	]	550円	[ [ ]		3,460円 1,730円	\$ <del> </del>	5,530円 ,760円
長中山公園の項を	次のように	改める。					-
中山 山形県 公園 野球場	室内練習場	1室を単独で使用	児童生徒が使用す		1時間につき	430円	1,410円
		する場合	上記以外	の場合		700円	
		上記以外の場合	幼稚園の 小学校の しくは中 生徒又は に準ずる場	児童若 学校の これら 者が使	午前9時から 正午まで、午 後1時から午 後5時までみ び午後5時か ら午後9時ま	50円	
			高等学校 又はこれ る者が使 場合	に準ず	で、それぞれ 1人1回につ き	70円	
			児童生徒 の者が使 場合			130円	
	合宿所	児童生徒等	幹が使用す	る場合	   1人   1泊につき	360円	
		上記以外の	)場合			480円	
	会議室				1室 1時間につき	290円	570円
	浴室				1回	1,700円	2, 120円
	温水シャワ				1回	1,430円	1,710円
	食堂				1時間につき	290円	570円
	厨房				1 賄いにつき	560円 (1 賄い 日につき1,130 円を超える場合 は、1,130円)	1,120円(1 賄い 日につき2,260円 を超える場合は、 2,260円)

世ッチングマシン 1 台 1時間につき 23,460円 150,960所 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1月時間につき 17/2 灯使用 11,730円 1時間につき 1/2 灯使用 11,730円 1時間につき 1/3 灯使用 7,750円 1時間につき 1/3 灯使用 7,750円 1時間につき 1/3 灯使用 1,30円 430所 放送設備 1時間につき 210円 430所 放送設備 1時間につき 210円 430所 1時間につき 210円 430所 1月表第4第2項の表弓張平公園の項中 380円 を 390円 に改め、同別表第3項の表中 11,540円 11,540円 11,000円 1,130円 1,960円 2,210円 11,600円 11,950円 11,95		スコアボード		1時間に	つき	680	0円	1,	360
1 台 150,960F   150		放送設備		1 時間に	つき	430	0円		860
1時間につき   23,460円   150,960   150				1台					
1時間につき 15,500円 1時間につき 17,750円 1時間につき 17,750円 1時間につき 17,750円 1時間につき 17,750円 1時間につき 17,750円 1時間につき 210円 430円 210円 430円 11,200円 11,30円 1,30円 1,400円 1,430円 1,430円 1,430円 1,430円 1,430円 1,580円 1,580円 1,100円 1,580円 2,210円 210円 240円 240円 240円 210円 240円 240円 240円 240円 240円 240円 240円 24					つき				
2/3 灯使用   15,500円   1時間につき   1/2 灯使用   11,730円   1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   210円   430円   11,20円   11,20円   11,20円   11,20円   11,20円   11,20円   11,20円   11,20円   11,30円   11,30円   11,00円   11		夜間照明施設				23, 460	0円	150,	960F
1時間につき   11,730円   11,730円   11,750円   1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   210円   430円   11,20円   11,540円   11,20円   11,540円   11,20円   11,540円   11,00円   1									
1 / 2 灯使用						15, 500	0円		
1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   1/3 灯使用   7,750円   1時間につき   210円   430所   4,060円   1,200円   1,500円   1,100円   1,500円   1,000円   1,10円   1,000円									
第2野 求場 スコアボード 1時間につき 210円 430所 放送設備 1時間につき 210円 430所 380円 を 390円 に改め、同別表第3項の表中 1,130円 1,000円 1,130円 1,620円 1,620円 1,620円 1,620円 1,580円 1,580円 1,580円 1,580円 1,790円 2,210円 1,580円 1,580円 1,580円 1,790円 2,210円 240円 2,210円 1,580円 1,580円 1,790円 2,210円 240円 240円 240円 2,210円 240円 240円 2,210円 1,580円 1,580円 1,790円 220円 240円 240円 240円 240円 240円 240円 24				1/2灯	使用	11, 730	0円		
第2野 球場 スコアボード 1時間につき 210円 430F 340F 380円 を 1 時間につき 210円 430F 380円 を 380円 を 390円 に改め、同別表第 3 項の表中 1,000円 1,000円 1,130円 1,130円 1,430円 1,620円 1,620円 1,620円 800円 650円 730円 640円 720円 490円 1,580円 1,580円 1,790円 210円 240円 240円 1,580円 1,790円 210円 240円				1時間に	つき				
第2野 球場				1/3灯	使用	7, 750	0円		
球場   次377ボード   1時間につき   210円   430月   430月   210円   430月   210円   430月   210円   240円   210円   240円   210円   240円   240円   210円   240円   24				1時間に	つき				
別表第 4 第 2 項の表弓張平公園の項中		スコアボード		1時間に	つき	210	0円		430F
12,600円   12,980円   11,200円   11,540円   11,540円   11,000円   1,130円   1,960円   2,210円   11,000円   11,000円   11,620円   11,620円   800円   650円   730円   640円   720円   490円   1,580円   1,790円   210円   240円   240円   1,790円   210円   240円   1,580円   1,790円   240円   1,580円   1,790円   210円   240円   1,580円   1,790円   1,790円   210円   240円   1,580円   1,790円   1,580円   1,790円   210円   240円   1,580円   1,790円   1,580円   1,580円   1,580円   1,790円   1,580円		放送設備		1時間に	つき	210	0円		430F
1,000円     を     1,130円     1,960円     を     1,110円     10,700円     を     11,020円     に       1,430円     1,620円     980円     1,110円     670円     760円       710円     800円     650円     730円     640円     720円       490円     550円     320円     360円       1,580円     1,790円     210円     240円		3, 590₽	9	4,060円		11, 200  1		11, 540  1	
1,430円     1,620円     980円     1,110円     670円     760円       710円     800円     650円     730円     640円     720円       490円     550円     320円     360円       1,580円     1,790円     210円     240円	1,000円					10,900円		11,230円	
710円     800円     650円     730円     640円     720円       490円     550円     320円     360円       1,580円     1,790円     210円     240円	1,000円	1,130円 3,080円 1,960円	9	3,480円	1.7	10,900円	な	11,230円 11,950円	1.7
490円     550円       1,580円     320円       210円     240円	1,000円	1,130円 3,080円 1,130円 1,960円	円 円 一 を 一	3,480円 2,210円	12,	10,900円 11,600円 10,700円	を	11,230円 11,950円 11,020円	
1,580円 1,790円 210円 240円	1,000円 1,430円	1,130円 1,130円 1,960円 1,620円 1,980円		3,480円 2,210円 1,110円	に、	10,900円 11,600円 10,700円 670円	を	11,230円 11,950円 11,020円 760円	\C
	1,000円 1,430円	1,130円 1,130円 1,960円 1,620円 800円 650円		3,480円 2,210円 1,110円 730円	に、	10,900円 11,600円 10,700円 670円	を	11,230円 11,950円 11,020円 760円 720円	l l
160円 180円	1,000円 1,430円	1,130円 1,130円 1,960円 1,620円 800円 650円 490円		3,480円 2,210円 1,110円 730円	に、	10,900円 11,600円 10,700円 670円	を	11,230円 11,950円 11,020円 760円 720円	12
	1,000円 1,430円	1,130円 1,130円 1,960円 1,620円 800円 650円 490円		3,480円 2,210円 1,110円 730円	( <b>z</b> ,	10,900円 11,600円 10,700円 670円 640円 320円	を	11, 230円 11, 950円 11, 020円 760円 720円	K



### 附目

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2及び別表第4の改正規定中蔵王みはらしの 丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成26年3 月県条例第47号)附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 3 月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県規則第23号

### 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則(平成2年7月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

5,990円 8,560円 8,980円 2,560円 3,660円 3,840円 1,420円 2,030円 2,130円 710円 490円 740円 710円 740円 別表第1項の表中 490円 1,280円 1,830円 1,920円 3,420円 4,890円 5,130円 1,140円 1,630円 1,710円 1,170円 1,680円 1,760円

6, 1	60円	8,800円	9, 240円
2, 6	30円	3,760円	3,940円
1, 4	50円	2,080円	2, 180円
5	10円	730円	760円
5	10円	730円	760円
1, 3	10円	1,880円	1,970円
3, 5	10円	5,020円	5,270円
1, 1	60円	1,670円	1,750円
1, 2	00円	1,720円	1,800円

改め、同別表第2項の表中「3,260円」を「3,350円」に、「400円」を「410円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「710円」を「730円」に、「2,030円」を「2,080円」に、「740円」を「760円」に、「1,520円」を「1,560円」に、「1,830円」を「1,880円」に、「810円」を「830円」に、「3,560円」を「3,660円」に、「1,320円」を「1,350円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「10,600円」を「10,900円」に改め、同別表第4項の表中

に

平成26年3月25日(火曜日) 号外(5) 山 形 県 公 報

1,420円	1,630円	1,420円
500円	610円	500円
500円	610円	500円

Г			
ı	2,260円	2,590円	2,260円
を	860円	990円	860円
	860円	990円	860円

に改める。

# 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

